又はその対象事業年度が令和九年四月一日以後に開始する事業年度である場合　その対象事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに、(イ)に掲げる金額に(ロ)に掲げる金額のうちに(ハ)に掲げる金額の占める割合（(ロ)に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額を合計した金額

(イ)　その特許権譲渡等取引に係る所得の金額として一定の金額

(ロ)　その対象事業年度及びその対象事業年度前の各事業年度（令和七年四月一日以後に開始する事業年度に限る。）において生じた研究開発費の額のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額として一定の金額の合計額

(ハ)　(ロ)に掲げる金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

ロ　イに掲げる場合以外の場合　(イ)に掲げる金額に(ロ)に掲げる金額のうちに(ハ)に掲げる金額の占める割合（(ロ)に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額

(イ)　その対象事業年度において行った特許権譲渡等取引に係る所得の金額として一定の金額

(ロ)　その対象事業年度及びその対象事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度において生じた研究開発費の額の合計額

(ハ)　(ロ)に掲げる金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

(2)　その対象事業年度の所得の金額として一定の金額

なお、その法人が、各事業年度において、その法人に係る関連者との間で特許権譲受等取引を行った場合に、その特許権譲受等取引につきその法人がその関連者に支払う対価の額が独立企業間価格に満たないときは、その法人のその事業年度以後の各事業年度における本制度の適用については、その特許権譲受等取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。

(六)　国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例について、所得控除割合を一〇〇分の一八（改正前一〇〇分の二〇）に引き下げた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第六一条関係）

(九)　技術研究組合の所得の計算の特例について、対象資産を新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究の用に直接供する固定資産に限定した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六六条の一〇関係）

(一〇)　特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例における独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、事業者の締結していた中小企業倒産防止共済法に規定する共済契約につき解除があった後同法に規定する共済契約を締結したその事業者がその解除の日から同日以後二年を経過する日までの間にその共済契約について支出する掛金については、本特例を適用しないこととした。（租税特別措置法第二八条及び第六六条の一一関係）

(一一)　認定株式分配に係る課税の特例の適用期限を四年延長することとした。（租税特別措置法第六八条の二の二関係）

(一二)　交際費等の損金不算入制度の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六一条の四関係）

(一三)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（租税特別措置法第四二条の一〇関係）

(2)　海外投資等損失準備金（租税特別措置法第五五条関係）

(3)　中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用（租税特別措置法第六六条の一二関係）

(4)　特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（租税特別措置法第六六条の一三関係）

(5)　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第二八条の二及び第六七条の五関係）

3　国際課税

(一)　振替社債等の利子等の課税の特例の対象となる振替社債等の範囲から、振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権に該当するものを除外することとした。（租税特別措置法第五条の三関係）

(二)　外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第四二条関係）

(三)　対象純支払利子等に係る課税の特例の適用により損金不算入とされた金額（以下「超過利子額」という。）の損金算入制度について、令和四年四月一日から令和七年三月三一日までの間に開始した事業年度に係る超過利子額の繰越期間を一〇年（原則七年）に延長することとした。（租税特別措置法第六六条の五の三関係）

4　資産課税

(一)　国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税措置のうち公益信託に関する措置について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第七〇条関係）

(1)　相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該財産の全部又は一部を相続税の申告書の提出期限までに公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）の信託財産とするために支出をした場合には、当該支出をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該支出をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

(2)　(1)の財産を受け入れた新公益信託がその受入れの日から二年を経過した日までに終了（信託の併合による終了を除く。）をした場合又は新公益信託の受託者がその財産を同日までに公益信託に関する法律に規定する公益信託事務の用に供しない場合若しくは供しなくなった場合には、当該財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入する。

(二)　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、非課税限度額の上乗せ措置の対象となる住宅用の家屋を次に掲げる要件のいずれかを満たすものとした上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の二関係）

(1)　当該住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋に限る。）がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として一定のものであること。

(2)　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に資する住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋を除く。）、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として一定のものであること。

(三)　特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第七〇条の三関係）

(四)　産業競争力強化法に規定する特別事業再編を実施する認定特別事業再編事業者が次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が認定特別事業再編計画に係る認定（新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から令和九年三月三一日までの間にされたものに限る。）に係るものであるときは、当該登記に対する登録免許税の税率を次のとおり軽減する措置を講ずることとした。（租税特別措置法第八〇条関係）

(1)　合併による増資の登記　一、〇〇〇分の一（純増部分については、一、〇〇〇分の一・五）（本則一、〇〇〇分の一・五（純増部分については、一、〇〇〇分の七））